

京都市告示第 72 号

建築基準法第 52 条第 8 項第 1 号の規定による区域を指定しましたので、次のとおり告示し、その関係図書を一般の閲覧に供します。

なお、平成 14 年 12 月 26 日付け京都市告示第 362 号は廃止します。

平成 18 年 6 月 2 日

京都市長 梶本頼兼

記

1 指定する区域

京都市の区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の全域

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部指導課

(都市計画局建築指導部指導課)